

## 中野市道路業務における小規模維持補修工事等試行要領

### (主旨)

第1 この要領は、試行的に中野市が管理する道路施設の維持補修工事（以下「道路維持補修工事」という。）の委託に係る必要な事項について定めたものである。

### (適用範囲)

第2 この要領の適用範囲は、市長が道路維持補修工事の委託を行うと定めた路線及び区間における次に掲げる業務とする。ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業を除く。

- (1) 道路施設等を適切な状態に保つために実施する舗装補修・側溝清掃・草刈・構造物小修理等の維持補修工事
- (2) 緊急に補修を要する工事
- (3) その他市長が特に必要と認めた工事

### (限度額)

第3 1件の発注における契約限度額は、50万円とする。ただし、別に単価契約した工種のみで発注する工事は除く。

### (工事の実施)

第4 受注者による工事の実施は次のいずれかによるものとし、業務手順は、別添に示すとおりとする。

- (1) 日常業務の中で受注者が危険を回避するために講ずる応急処置
- (2) 道路利用者から市又は受注者に寄せられた情報に対応するための措置
- (3) 市から受注者に措置を依頼した業務

2 受注者は、前項の工事の実施にあたっては、道路維持補修業務の委託に伴う維持補修工事特記仕様書のほか、関係法令を遵守し、安全かつ円滑に遂行しなければならない。

### (配置技術者)

第5 受注者は、上記の業務を実施する場合は、建設業法で定める技術者及び現場代理人を配置しなければならない。

2 配置技術者は、他の工事との兼務可能とする。なお、他の工事の請負額が500万円以上の場合を除く。

3 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。

(安全上の業務体制)

第6 受注者は、上記の業務を実施する場合には、法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。

また、当該法定外労働補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事契約期間の全ての間において保険対象とするものでなければならない。

(請負者の選定)

第7 請負者の選定は、別に定める「中野市小規模維持補修工事等にかかる施工体制確認型契約方式試行要領」によるものとする。

(工事費等の算出)

第8 受注者は、第2に規定する作業を行った場合は、小規模補修費用見積書(様式任意)により作業にかかる費用等を算出するものとする。

2 作業にかかる費用が主として人件費のみの場合、簡易な資機材のみを用いた場合等軽微な作業にあつては、受注者は前項によらず応急処理作業日報(別表1-1)及び記録写真等により個別作業の内容が判断できる書類を添付し、応急処理作業内訳書(別表1-2)及び応急処理作業総括表(別表1-3)を月毎にとりまとめて費用を算出することができるものとする。

(工事費の支払)

第9 受注者は、実施した工事について費用を請求する場合は、「修繕等小規模工事の設計施行の取扱い」の規定によるものとする。なお、第8第2項に規定する作業については月毎にとりまとめるうえ、翌月10日までに市に提出するものとする。

2 市長は前項のしゅん工届の提出があつた場合には、その工事の内容を10日以内に検査し、速やかにその結果を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができるものとし、市長は受注者から請求があつた場合には、30日以内に支払わなければならない。

(施工単価の協議)

第10 当初契約で単価に定めのない工種の施工の必要が生じた場合は、受注者からの見積価格と市の積算基準によって算出した価格のうち安価な価格を採用することを原則とする。ただし、市の積算基準が無いもの、特殊な工

種又は市の基準により算出することが著しく不適當な工種にあつては、市と受注者とが協議のうえで単価を決定するものとする。

- 2 市の積算基準及び積算に用いる単価は、市から受注者に当該工事を依頼した日の基準を用いるものとする。

(業務報告書)

- 第11 受注者は、契約期間が終了したときは、業務記録総括表（別表2）を作成し、とりまとめのうえ市に提出するものとする。

(その他)

- 第12 この要領に定めのない事項については、市と受注者が協議して別に定める。